

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 「要介護認定等の実施について」の一部改正について

(合計 本紙含め3枚)

vol. 45

平成12年3月9日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。



老 発 第 1 7 5 号
平成 1 2 年 3 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生省老人保健福祉局長

「要介護認定等の実施について」の一部改正について

要介護認定の具体的な運用方法等については「要介護認定等の実施について」（平成11年7月26日老発第499号）にてお示ししているところですが、より適切な認定調査を行うことの重要性に鑑み、下記のとおりその一部を改正するので、その適正な運営をお願いします。

なお、下記の内容は、従来から認定ネットワーク等でお示ししているものであることを申し添えます。

記

1. に「ただし、調査対象者に対して2. に規定する主治医意見書を記載する医師であって介護支援専門員である者は、当該調査対象者に対して、当該申請に関する認定調査を行うことはできない。」を加える。

(参考)

「要介護認定等の実施について」の一部改正・新旧対照表
(下線部が改正部分)

改正後	改正前
<p>1. 要介護認定に係る調査の実施</p> <p>市町村職員、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)に係る調査(以下「認定調査」という。)について市町村(要介護認定を実施する広域連合及び一部事務組合等を含む。以下同じ。)から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員等であって、別途通知する都道府県が実施する認定調査に関する研修(認定調査従事者等研修)を修了したもの(以下「調査員」という。)は、別途通知する「認定調査票記入の手引き」に従って、別添1に示す認定調査票を用いて認定調査の対象者(以下「調査対象者」という。)に関する認定調査を実施する。</p> <p><u>ただし、調査対象者に対して2.に規定する主治医意見書を記載する医師であって介護支援専門員である者は、当該調査対象者に対して、当該申請に関する認定調査を行うことはできない。</u></p>	<p>1. 要介護認定に係る調査の実施</p> <p>市町村職員、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)に係る調査(以下「認定調査」という。)について市町村(要介護認定を実施する広域連合及び一部事務組合等を含む。以下同じ。)から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員等であって、別途通知する都道府県が実施する認定調査に関する研修(認定調査従事者等研修)を修了したもの(以下「調査員」という。)は、別途通知する「認定調査票記入の手引き」に従って、別添1に示す認定調査票を用いて認定調査の対象者(以下「調査対象者」という。)に関する認定調査を実施する。</p>